

検討事項

[森林環境の適正な管理]—<森林環境の適正管理>

森林の適正管理の基本的な考え方について

森林の未来を考える懇談会(第2回)資料 平成17年7月12日

検討項目	現状及び既存の施策等	森林環境税による森林整備の考え方
<p>1 森林の整備とは (どのような森林を目指すべきか)</p> <p><多様な森林の姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在針葉樹 <ul style="list-style-type: none"> →育成複層林(長伐期) →育成複層林 →育成単層林 ○現在広葉樹 <ul style="list-style-type: none"> →天然性林 →育成複層林(長伐期) →育成単層林 <p>○森林の手入れの方法について (保育作業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○植栽 ○下刈り ○つる切り ○除伐 ○間伐 	<p>○現在の状況</p> <p>育成単層林面積 200,302ha 育成複層林面積 17,603ha 天然生林面積 331,730ha</p> <p>※県内の森林は、左記の6タイプに大きき分類することができます。イメージ図等は「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」(以下、プラン21という) p31を参照願います</p> <p>○森林の手入れのサイクル (スギ育成単層林の標準的な手入れの例：阿武隈川地域森林計画から)</p> <pre> graph TD A[植栽] --> B[下刈り
(植栽したスギ以外の雑草等の除去
林齢1~5年:毎年)] B --> C["(雪起こし)
(雪により倒れたスギ
を起こす
林齢6~15年:毎年)"] C --> D[つる切り
(スギ
に絡んだつるを切る
林齢12,15年:各1回)] D --> E[除伐
(スギ以外の立木および
形状の悪いスギの除去
林齢12,15年:各1回)] E --> F[枝打ち
(完満な材をつくるため
下枝の一部の除去
林齢13,16,20年:各1回)] F --> G[間伐
(混みすぎた森林を適正な
密度にして健全な森林に
導くために、利用できる
大きさになったスギ
の抜き切り
林齢14,19,25,32,40年:各1回)] G --> H[主伐
(収穫)
(標準伐期:45年、長伐期80年)] H --> A </pre>	

検討項目	現状及び既存の施策等	森林環境税による森林整備の考え方
<p>○森林整備を行っている者</p>	<p>(里山林<ナラ類・クヌギ>の標準的な手入れの例:多様な森林整備から)</p> <ul style="list-style-type: none"> → ・伐採 (萌芽更新: 植栽によらず伐採した根株から発生した芽により更新すること) ↓ ・下刈り (<林齢1~4年:毎年>) ↓ ・萌芽整理 (根株から発生した芽の本数を整理すること<林齢3、6年>) ↓ ・つる切り (<林齢8年>) ↓ ・除間伐スキの抜き切り(林齢12、17、23年:各1回) ↓ ・主伐 (20~25年) <p>私有林→森林所有者</p> <p>公有林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有林→県 ・市町村有林、財産区有林→市町村、財産区 ・公社造林→福島県林業公社 <p>国有林→国</p> <p>保安林→県又は森林所有者</p>	

検討項目	現状及び既存の施策等	森林環境税による森林整備の考え方
<p>2 森林の恵みに着目した森林整備の対象とする区域について</p> <p>○ (森林の恵み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の安らぎ ・良質な水環境 ・安全な暮らし 	<p>(森林の恵み) <森林の公益的機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の安らぎ ・良質な水環境 ・安全な暮らし <p>生活環境保全機能 水源かん養機能 山地災害防止機能 保健文化機能</p> <p>※安全な暮らしに寄与する森林は、主に保安林等に指定されており、県が治山事業にて整備を実施している。</p> <p>(森林の働きのうち最も身近に感じるもの)</p> <p>※平成16年「県民が参画する森林づくりに関するアンケート」の間2により</p> <ol style="list-style-type: none"> 1位 洪水や濁水を防いだり水質を浄化する働き 2位 木材やキノコ、山菜などの林産物を生産する働き 3位 二酸化炭素を吸収する働き 4位 人に安らぎを与えたり、余暇を過ごす場となる働き <p>※以下の順位については (資料4) P32 参照</p> <p>[地域森林計画における森林整備及び保全の基本方針]</p> <p>平成14年度より全国の森林(国有林、民有林)は、重視すべき機能に応じて3区分(「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」)されており、この機能に応じた森林整備を進めている。</p> <p>※国有林は森林管理局長が区分を行い、民有林は市町村が区分を行っており、県は市町村に対し機能区分に当たっての指針を示し指導している。</p> <p>(うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21-p28、29参照)</p>	
<p>3 整備すべき森林の考え方について</p> <p>(1) どのような林相の森林を対象とするのか</p> <p>ア 針葉樹、広葉樹</p> <p>イ 人工林、天然林</p>	<p>(県内の森林の状況) <県土面積:1,378,275ha></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林面積:971,556ha(民有林562,499ha、国有林409,059ha) ・民有林の針葉樹面積231,780ha、広葉樹面積316,643ha ・民有林の人工林面積204,211ha (うち針葉樹202,842ha、うち広葉樹1,369ha) ・民有林の天然林面積344,212ha (うち針葉樹28,938ha、うち広葉樹315,274ha) 	

検討項目	現状及び既存の施策等	森林環境税による森林整備の考え方
	<p>(民有林内の森林整備) 平成15年度実績 植栽 247ha、下刈り 3,308ha、除伐 851ha 枝打ち 898ha 間伐 4,064ha 計 9,368ha</p>	
<p>(2) 森林の所有形態別に関してはどのように考えるべきか ア 私有林 イ 公有林 (7) 県営林 (イ) 市町村有林(財産区有林) (ウ) 公社造林 ウ 国有林</p>	<p>(県内の状況) ・私有林面積 458,050ha (私有林面積の81.4%) (内訳) 会社26,457ha、社寺4,267ha、共有141,495ha 個人その他 285,815ha ・公有林面積 92,320ha (私有林面積の16.4%) (内訳) 県11,395ha、公社15,656ha、市町村41,414ha 財産区23,852ha</p> <p>(民有林内の森林整備：H15実績) ア 私有林内の造林補助事業 植栽171ha、下刈り1,770ha、除伐372ha 枝打ち307ha 間伐2,173ha 計 4,793ha ※造林補助事業の概要については、別添のパンフレットを参照願います。</p> <p>イ 公有林 (7) 県営林 植栽 - ha、下刈り 11ha、除伐82ha 枝打ち114ha 間伐 211ha 計 418ha (イ) 公社造林 植栽 37ha、下刈り1,083ha、除伐397ha 枝打ち477ha 間伐 1,011ha 計3,005ha</p> <p>ウ 国有林 植栽 719ha、(その他のデータは未調査)</p>	

検討項目	現状及び既存の施策等	森林環境税による森林整備の考え方
<p>(3) 伐採等の制限がある森林区域はどのように考えるべきか</p> <p>ア 保安林</p> <p>イ その他の制限林区域</p>	<p>民有保安林面積 計114,089ha(重複除く107,787ha) (民有林面積の19.2%) 水源かん養67,970ha、土砂流出防備36,213ha その他9,906ha</p> <p>民有保安林内の森林整備 植栽 39ha、下刈り 444ha、除伐 - ha 枝打ち - ha 間伐 669ha 計 1,152 ha</p> <p>民有林内の保安林以外の制限林 32,778ha(民有林面積の5.8%) ・自然公園特別地域内の森林17,255ha ・砂防施設地内の森林11,777ha ・鳥獣特別保護区1,536ha ほか</p>	
<p>(4) どのような状態の森林を対象とするのか</p>	<p>人工林のうち間伐の対象となる林齢の森林面積 160千ha ・うち過去に間伐が行われていない面積 58千ha</p> <p>(森林被害面積：H15) ・森林火災 28ha ・気象害 42ha ・カシノナガキクイムシ 75ha ・松くい虫 40,851ha</p> <p>(県民が感じる荒れている山) ※平成16年「県民が参画する森林づくりに関するアンケート」の間4により 1位 ゴミが捨てられている山(55%) 2位 伐採したままで植林されていない山(54%) 3位 かつて植林されたが、今は放置されてる山 4位 病気や害虫、自然災害で木が枯れたり折れている山 ※以下の順位については(資料4) P33 参照</p>	

検討項目	現状及び既存の施策等	森林環境税による森林整備の考え方
<p>(5) どのような森林の場所を対象とするのか</p> <p>○水源の上流（上水道、簡易水道、農業用ため池など）</p> <p>○奥山、里山（都市、集落周辺）</p>	<p>(県内の状況)</p> <p>○水源上流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道の取水源上流域の森林面積約250千ha ・簡易水道施設取水源上流域の森林面積約13千ha ・ため池の上流域の森林面積約5千ha <p>○県内の代表的な森林公園等 59箇所 (別添資料「福島県の森林・林業の課題」p15参照)</p>	
<p>4 森林整備の進め方について</p> <p>(1) 森林整備は誰が行うか</p> <p>(2) 森林の恵みに着目して整備を行う区域及び森林の選定方法について</p> <p>ア 森林区域の選定指標（基準）はどのように考えるべきか</p> <p>イ 1区域の規模はどのように考えるべきか</p> <p>ウ 選定は誰が行うべきか。</p>	<p><次回検討事項（案）></p>	
<p>5 協定等について</p>		
<p>6 総事業費に占める森林整備の割合</p>		